

練馬区告示第 5 5 8 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2および練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）第6条の規定により、軽自動車税督促状のうち別添の送達不能なものにつき公示送達する。

なお、納税義務者から当該督促状の請求があったときは、直ちに交付する。

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

練馬区長      吉   田   健   一

[illegible]